



港区防犯カメラ設置補助事業

—安全で安心できるまちづくりを支援します—

港区では、安全で安心できる港区の実現に向けて、さまざまな取組を行っています。そのひとつとして、区では、町会や商店会などの団体が防犯カメラを設置するとき、補助金で支援をしています。

1 防犯カメラ整備費

公衆の安全や犯罪の未然防止などを目的として、道路などに防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む）を整備（新設、増設、交換及び大規模な改修）するとき、

補助金額＝整備に要する経費×5/6（上限 1,700万円、ただしカメラ1台当たり60万円）

を補助金として交付します。

- ※1 防犯カメラ1台当たりの上限額には、モニターや録画装置等の付属機器を含んでいます。
- ※2 防犯カメラを交換する場合は、設置から7年を経過していることを要件とします。
- ※3 防犯カメラの整備を行う事業者とは工事内容、契約日を記載した契約書（請書、注文書でも可）を取り交わし、実績報告書と合わせて区に提出してください。
- ※4 防犯カメラの整備を行う事業者との契約は、区の交付決定後（目安として、設置予定年度の12月以降）とし、工期は事業者との契約後から2月までの間となります。
- ※5 団体は防犯カメラの整備年度の2月末までに区に実績報告書を提出する必要があるため、提出期限に間に合うように工事を完了させてください。
- ※6 団体は防犯に関する見守り活動（通学路におけるパトロール、夜間防犯パトロール等）を月1回以上行い、また、防犯カメラの整備が完了した会計年度終了後、最低5年間、活動を継続する必要があります。
- ※7 防犯カメラの設置に当たり、地域の現状及び設置箇所について管轄の警察署に相談し、その意見等に留意してください。
また、事業計画書と合わせて警察との相談状況を区に報告してください。
- ※8 区の前算の範囲内での交付になるため、事業計画書の提出は補助金交付を確定するものではありません。
- ※9 設置を予定している年度の前年度の7月末日までに、以下の書類の提出が必要です。
 - 港区安全安心まちづくり補助金（防犯カメラ整備費）事業計画書（1号様式）
 - 港区安全安心まちづくり補助金（防犯カメラ整備費）に係る防犯活動計画書（2号様式）
 - 警察との相談状況がわかる書類（設置箇所の支障等）（任意様式）
 - 見積書及び内訳の写し（整備に要する経費の総額が100万円を超えている場合は、複数の業者から見積書を取得し、最も低い価格を提示した業者を採用すること。また、見積書は同程度の性能を備えた機器のものを取得し、金額を比較すること。）
 - 工程表（スケジュール表）※防犯カメラの整備の時期は、区の交付決定を受けた後、事業者と契約をしてから2月までの間となります（契約時期の目安として、設置予定年度の12月以降）。
 - 防犯カメラ設置図面（設置台数及び設置場所が分かるもの）
 - 防犯カメラ設置場所の写真
 - 防犯カメラ機器の仕様が分かる書類
 - 総会又は理事会で以下のことが承認されたこと分かる書類（議事録等）
 - ・防犯カメラを設置すること
 - ・申請団体が負担する分の経費を申請団体の予算から支出すること
 - 防犯カメラ管理運用規約 ※管理運用責任者、データ管理、監査が明記されているもの。

※10その他

- ・防犯カメラの設置を予定している電柱等について、撤去や移設の予定が無いかを所有者（管理者）に可能な範囲で確認し、整備直後にカメラの移設や撤去が生じないような計画としてください。
- ・補助金の交付申請を検討している団体の方は、必要書類や申請手続きについて、下記の担当窓口へ事前の相談を行っていただくようお願いします。

2 防犯カメラ維持管理費

上記1の整備費の助成により、町会等が設置した防犯カメラの維持管理（保守点検、修繕、電気の供給等）にかかる経費

補助金額＝防犯カメラ1台につき、15,000円（上限）

を補助金として交付します。

その他、交付の条件等がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

3 問い合わせ

【申請など事務手続きに関すること】

芝地区総合支所 協働推進課 協働推進係 電話：3578-3123

麻布地区総合支所 協働推進課 協働推進係 電話：5114-8802

赤坂地区総合支所 協働推進課 協働推進係 電話：5413-7272

高輪地区総合支所 協働推進課 協働推進係 電話：5421-7621

芝浦港南地区総合支所 協働推進課 協働推進係 電話：6400-0031

【補助金制度全体に関すること】

防災危機管理室 防災課 生活安全推進担当 電話：3578-2271